

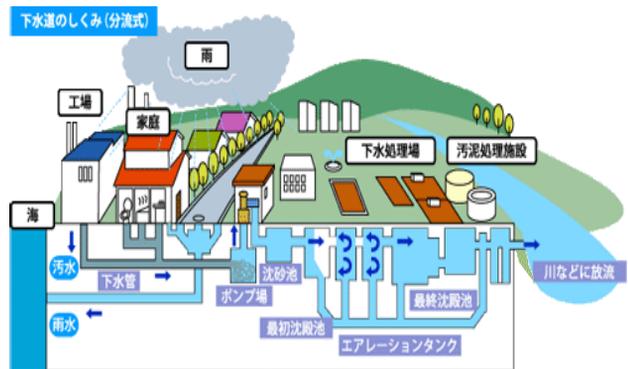
鹿島市下水道事業

下水道使用料の改定（案） （パブリックコメント説明資料）

1. 下水道事業のこれまでの経緯

1-1 鹿島市下水道事業の取り組み

- 鹿島市公共下水道基本計画 (S59年度)
- 鹿島市生活排水処理施設整備構想 (H26年度)
- 鹿島市公共下水道事業計画 (R 5年度)



- ・ 生活環境の改善
- ・ 公共水域の水質保全
- ・ 市街地の水害防止

汚水処理に関する事業

雨水対策に関する事業

【課題】 人口減少や、節水機器の普及による下水道収益の伸び悩み
既設の施設の老朽化に伴う更新費用の増大

1. 下水道事業の原則（雨水は公費・汚水は私費）

下水道事業費	
雨水にかかる経費	汚水にかかる経費
<p>雨水は自然現象によるもので、原因者が特定できないことや雨水排除による受益が市民に広く及ぶことから公費で負担することとなっています。</p> <p>⇒ 『<u>公費(税金)で賄う</u>』</p>	<p>汚水に係る経費は下水道使用者が明らかであり、受益の範囲が限定されることから下水道使用者から徴収した下水道使用料で負担することとなっています。</p> <p>⇒ 『<u>私費(下水道使用料)で賄う</u>』</p> <p>※ 一部公費も認められています</p>

使用料改定の必要性

下水道事業は平成6年度に供用開始し汚水処理区域を順次拡大してきました。

地方公営企業である下水道事業には独立採算制の原則があり、汚水処理に要する経費については、本来下水道使用料で賄わなければなりません。

本市の下水道事業では、これまで事業の民間委託等により経費削減に努めてきましたが、使用料収入だけでは経費を賄うことができず、その財源不足を一般会計からの繰入金で補てんすることで事業を運営しているのが現状です。

繰入金には、下水道を利用していない市民の税金も含まれていることから負担の公平性に反するため、繰入金による補てんを解消していく必要があります。

今後、更なる経営の健全化を図り、将来世代に負担を先送りしないために、下水道使用料を見直す必要があります。

下水道事業費と財源

令和4年度決算額

下水道事業費（約10億円）		
雨水対策に要する経費 （約3.8億円）	汚水処理に要する経費 （約6.2億円）	
汚水処理に充てる財源（約6.2億円）		
基準内繰入金 （4億円）	基準外繰入金 （0.8億円）	使用料 （1.4億円）
下水道に要する経費など下水道事業費用に充てるのが認められた市の税金	経費に充てることを認められておらず自治体独自の政策として費用に充てる市の税金	
この基準外繰入金の削減が必要です。		

下水道事業審議会への諮問

下水道事業経営の健全な経営を行うには、下水道使用料の適正化を図り、経費回収率の向上が必要と判断し、令和6年2月に下水道事業審議会に下水道使用料の適正化について諮問しました。

	開催日	内容
第1回	令和6年2月 5日	諮問 下水道事業の変遷 下水道事業会計について
第2回	令和6年3月14日	現地視察
第3回	令和6年4月23日	公共下水道事業経営戦略と現状について 下水道使用料金の設定・考え方について
第4回	令和6年6月18日	下水道使用料のシミュレーションについて
第5回	令和6年7月23日	下水道使用料のシミュレーション絞り込みについて
第6回		下水道使用料の改定額の協議

下水道審議会での主な意見（その1）

- ・他市町との比較、本来必要な使用料収入、それを財源とする下水道事業全体のビジョンを踏まえて審議していったほうがいい。
- ・下水道事業の必要経費に対し、使用料が十分な水準でなければ、市税で補填することになる。料金を見直さない分、使用者以外の誰かが責任を負わなければならないという関係をご理解いただく必要がある。
- ・下水道の区域を広げることで負担が大きくなっていくという面もあるのでは。浄化槽もあるので、あまり区域を拡張しないほうがいいと思う。
- ・「経費回収率」「他会計繰入金」「料金体系（区分ごとの適切な負担のバランス）」の視点が必要
- ・水道料金も上がった。下水道使用料は水道料金と一緒に引き落としされるが、その割合（バランス）も考えなければならないのでは。
- ・物価上昇が今後経費をどれだけ上げるのかということも考慮しなければいけないと思う。

下水道審議会での主な意見（その2）

- ・国が求めている「経費回収率80%」について、料金を改定しても物価上昇でコストが上がれば80%を満たしても、また80%を切ってしまうことも考えられる。
- ・増加率をパーセンテージで言うと大きいように思えるが、額にしたらそんなに高くないというケースもある。
- ・水道料金も15%上がる中、下水道使用料も改定すれば節水意識が強くなり、思ったほどの収入につながらないということもあり得るのでは。
- ・水道料金は市民多くの方に影響するが、下水道事業に一般会計から補助をしているということについてはしっかりと検討したほうがいい。
- ・現在の料金体系について、大口事業所から多く料金をもらっているという見方がある一方、小口利用者からは少なく徴収しているという見方もある。

審議会での意見などを踏まえ、現在、市では次のとおり使用料改定を検討しています。

改定（案）

現行の下水道使用料 2カ月、税抜

区分	汚水量	料金
基本料金	0～10m ³	1,460円
	11～20m ³	2,100円
従量使用料 (1m ³ あたり)	21～30m ³	135円
	31～40m ³	135円
	41～50m ³	155円
	51～60m ³	155円
	61～100m ³	180円
	101～200m ³	210円
	201～10,000m ³	230円



改定案 2カ月、税抜

区分	汚水量	料金
基本料金		円
		円
従量使用料 (1m ³ あたり)		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

下水道使用料改定（案）に関する意見募集 パブリックコメント募集要領

【募集期間】 令和6年7月 日～令和6年9月 日

【意見の提出】 任意の様式に、住所・氏名・電話番号を記載して環境下水道課へ提出、もしくは応募フォームから提出

【問合せ先】 環境下水道課 TEL 0954-63-2134
FAX 0954-62-3717

